

和洋学園後援会会則

第一章 総則

第一条 本会は和洋学園後援会といい、その事務所を和洋学園内に置く。

第二条 本会は和洋学園の教育方針に基づいてその教育事業を後援しこれによって同校の向上発展を助成する事を目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業に関する後援を行う。

- 一、学園の教育施設に関する事項
 - 二、学生生徒の学業及び課外活動等の奨励に関する事項
 - 三、教職員の学事に係る視察調査及び研究に関する事項
 - 四、教職員学生生徒の慶弔慰謝に関する事項
 - 五、その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 本会に「和洋学園母の会」を置き、その詳細は「和洋学園母の会会則」に定める。

第四条

第二章 会員

第五条 本会は次の会員を以って組織する。

- 一、通常会員 学生生徒の父母または保証人ならびに、学園の承認を得た卒業生の父母又は保証人
 - 二、特別会員 学園職員
 - 三、名誉会員 本会の運営趣旨に賛同し、学園の承認を得た法人並びに個人
- 理事会の同意を経て会員の推薦したもの

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一、名誉会長 一名
- 一、会長 一名
- 一、副会長 三名
- 一、母の会会長 一名
- 一、母の会副会長 二名
- 一、母の会常任幹事 若干名
- 一、顧問 若干名
- 一、監事 二名
- 一、評議員 若干名
- 一、幹事 若干名（会計を含む）

第七条 名誉会長には和洋学園理事長を推挙する。会長、副会長及び評議員は総会に於いて選挙する。

顧問は本会の功労者で名誉会長の推薦したものに会長が依嘱する。

監事は名誉会長の推薦したものに会長が依嘱する。幹事は教職員中より会長が

依嘱する。

第八条

各役員の任期は一カ年とする。但し重任を妨げない。

第九条

会長は本会を代表し会務を統括し会議の議長となる。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。評議員は本会の重要事項を審議し幹事は会務を処理する。

第四章 会 議

第十条

定時総会は毎年一回春季に開くものとする。但し必要ある時は臨時総会を開くことができる。

第十一条

一、評議員会は必要に応じて会長が召集する。
二、総会の議事は出席した会員の過半数で決するものとする。

第五章 会 計

第十二条

通常会員は会費として学生生徒一人につき毎月千参百円を拠出する。

第十三条

本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

第十四条

本会に予算委員会を置く。

予算委員会の委員長は会長が務め、次の者を委員とする。

一、副会長

一、母の会会長

一、母の会副会長

一、母の会常任幹事

第十五条 本会の予算及び決算は予算委員会の審議を経て総会の承認を求めらるものとする。

第十六条

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 付 則

第十七条

本会会則の変更は総会の決議による。

第十八条

本会会則は昭和二十一年十月十八日よりこれを施行する。

平成七年五月二十七日より一部改正施行する。

平成十五年五月十七日より一部改正施行する

平成十七年四月一日より一部改正施行する。

平成十八年五月二十日より一部改正施行する。

平成二十八年十二月十四日より一部改正施行する。

平成三十年五月十九日より一部改正施行する。